

# 折口信夫と「既存者」

## ——天つ罪・国つ罪の周囲——

高橋 広満

「天つ罪」「國つ罪」という語がある。日本の古代信仰生活における犯罪として理解してきたもののことである。この大別された二つの罪のもとに相当数の種類があり、そのいちいちについての解釈には、かりに真淵と富長との間ににおいてさえ、相違点は少なくない。しかし、細目についての隔りはどんなにあっても、その二つを共に犯罪として、また穢れの要素の極めて濃いものとして捉えるという点では、二人は同一の認識に支えられていた。富長以後の時代もその認識の仕方は不变であった。こういう解釈の流れの中で根底から異質の見解を示したのが折口信夫である。

折口は、「罪」は元来的には「つつしみ」の行為を意味するといふ発生論を開拓し、「天つ罪」「國つ罪」のなかに犯罪的要素、穢れとしての要素を（「國つ罪」のうちの一部を除けば）認めなかったのである。この折口の見解は以後の重要な説とはなるものの、それが一般的な意味で妥当性を持つに至ったかというと、それは言い難いのが現状である。本稿の目的は、しかし、折口説の現在に占める位置を知ることではないので、それらについてはこ

頻時、串刺、生剝、逆剝、戻戸」の八つの罪の総称である。地上の農民の手によってスサノヲの悪事と同類の惡事がなされたときに、この「天つ罪」は罪としての實質の意味を持つものである。だが折口はスサノヲ神話の「畔放」以下の暴力行為の結果を、農民の耕作妨害行為のようなものとして捉えることはせず、「台風」などの自然現象の威力として捉えた。「道徳の発生」における「既存者」は、そういう現象の威力を司るもの、すなわち「天つ罪」を惹き起こす源として示されたものである。「大風、豪雨、洪水、落雷、降雹などが部落を襲ふ。此は神以前の既存者のなす所である。」

この「既存者」の輪郭を「道徳の発生」に添って少し述べると、まずこれは、「昔の人の總ての運命を任せたる」存在であり、「支那の天帝」や「原始基督教」の「えほば」に通う性格を有したものである。「天地の意志」と言ふ程抽象的ではないが、神と言ふ程具体的でもない」という特徴も付与されている。「者」という呼称が与えられていながら、形としての具体性は有していないようにみえない。仮りの姿というようなものもないようである。なお、折口の探究した「まれびと」や日本神話の神々と、この「既存者」とがどのような位置関係にあるのかは、考えられるべき重要な問題に思われるのだが、これについて折口はほとんど何も語れていない。肝腎の古代人がその「既存者」を意識している時代がどれほど続くのかさえ、「道徳の発生」ではわからないのである。

「国文学の発生（第三稿）」（昭4）によれば、最も原初的な意味

での古代人のもつていた訪れ人＝神は、大晦日、節分、小正月、立春などのいずれの来訪においても、その訪れに際して、簾笠を着けることを条件とするようなものである。しかも、これら簾笠を着るのは、もともと遠い國から旅をして来る神であるがゆえに、風雨、潮水を凌ぐためであるということである。つまり、我々（古代人）といくらも変らぬ恰好をしていたものと思われるのである。また、沖縄の八重山列島では、暴風も「にいるすく」——琉球神道における樂土——から吹くと考へていたが、その「にいるすく」から来る靈物は、村の青年が一体につき二人ずつ入る程度の巨人である。しかも、これはその靈物が「にいるすく」にいる本物の靈物の代わりというより、村人はそれを實際の大きさと考へていたということである。ここから推し測ることのできるのは、まれびとやにいる人が、本質的には妖怪であろうと、又たとえ我々の大きさを超える巨人であろうと、或る具体性をもつて考へることのできるものであるということである。何故具体性を考へることのできるものであるということである。何故具体性を持ち易いかといえば、海のむこうから来るものだからであろう。その国がいかに我々の国を超えるものであろうと、海のむこうという点において、こちらと向き合う性質のものである。だから、そこから訪れるものも我々よりどれほど秀れた靈力を持つていようと、我々と向き合う程度のものということになる。「常世では時間はもとより空間を測る目安も違つてゐる」「家畜どもの上にすら、年数の繰り方を別にしてゐる。これとて、猫、犬が言い出したことではない。人間が勝手に、さう決めてゐるのである」（妣が國へ・常世へ）大9」という辺りにも認められるようにな

常世やまれびとの設定には、何よりこちら側に住むものの条件が基台になっていることがわかるのである。同じようなことは、日本の神々についても言えることができる。「えほば」や「天帝」に通う性質をもった「既存者」などに比べると、日本の神々はどれをとりあげても卑小である。至上神、絶対神的要素が少しもない。たとえそれらの神が普通の人間を超える力を有してはいても、常に喜怒哀樂の相を呈しているという点で我々に似すぎるほど似ている。嘆き、嫉妬、怒りがひしめいている。まさに我執の群像である彼らの呈するその様相は我々のもつ有限性の鏡である。おそらく我々が我々の典型としてつくりなしたがゆえに、彼らは我々の想像力の範囲を踏み出すことがないのだ。畢竟、具体性も持ち易い。向き合うことの可能なところに彼らはいるのである。

しかし、向き合う樂土のない現在の我々には、神はたいていの場合、もはや具体的な形を示してはくれない。仮りに形をとった場合でも、それを比喩以外のものとして感じることはないと言つていい。八重山列島の村人が、村の青年の扮した巨人を実際の「にいる人」と見ていた（と折口が言うところの）こととは大きな相違がある。現実の折口は、海のむこうに樂土を見失っている点では現在の我々と同じであった。折口に樂土があるとすれば、それは現代を生きた折口ではなく、古代を生きた折口である。現実の折口は、ここでは述べないが独特的の転生觀を自己のものとしていた。そういう宗教意識を支えるには、まれびとや日本本の神への信仰といった宗教母胎では間に合わなかった。転生の

サイクルを司る自然力のようなものが、まずは要求されていたのである。それは等しく、既に見えないまれびとや當世或は日本神話の神といったものを超えたものの要求と重なる筈である。その必要は古代を生きる折口にも影響する。「既存者」の立脚地はその辺りにあると思われる。「既存者」には、古代研究の純粹な成績とは言い難い匂いがする。

「私は思ふ。神道は宗教である。だが極めて茫漠たる未成立の宗教だと思ふ。宗教体系を持つこと久しい、神話であつたと思ふ。だから美しい詩であつた。其詩の暗示してゐた象徴をとりあげて、具体化しようとした人が、今までなかつたのである」（「神道の友人よ」昭22）。「既存者」を求めている気持はこんなところにも端的にあらわれている。折口は、日本の神そのもの、或は神話そのものより、神や神話からいいたいどんな意味をどこまで引き出せるか、そしてそれを我々の精神生活の標にすることができるかと、いろいろところに頭を巡らしていたと思われる。そんな折口だから「天御中主」という名前を唯一の拠り所に、「既存者」を古代人のものとするといった、資料的には無理に決まっている意味の抽出を行つたりすることも平氣でできるのである。彼は伝承儀礼を重んじるが、それは、そこに神や神話を見るためだけではなく、それらが象徴するものを見るためである。そこにこそ、彼の拠り所としての宗教が待ちうけている筈であった。引用中の「其詩の暗示してゐた象徴をとりあげる」とは、折口にとって、「既存者」というものを考へるということにほかならなかつたと思われるのである。

この「既存者」を「まれびと」とか「水の女」とかいう折口古代学の中に置いてみると、それだけが異なった光を放っていることに気づく。「道徳の発生」の書かれた時期や、戦前には一応無縁と思われるキリスト教や天帝信仰の概念がこの「既存者」に強く反映していることなどを考へると、敗戦を境にしての折口の宗教観の変化、学説の変化というようなことを思わずにはいられない。折口の場合「既存者」に限らず、こと宗教に関しては確かに敗戦を機に尋常でない差異が見てとれる。「神道宗教」などと言ひ出したのも戦後のことである。こういう意識の変化については今まで多くの人が触れている。たとえば、戦後の折口には新しい宗教をうち立てねばならないという情熱が見てとれるが、それは敗戦のためだという岡野弘彦氏の意見がある<sup>(7)</sup>。また、戦後には古代に対する熱も古代の神々に対する熱も、戦前のようではなくなってしまったという加藤守雄氏の意見もある<sup>(8)</sup>。「既存者」も敗戦を契機にして折口の口から出たものではほぼ間違いがない。

しかし、敗戦の重みにばかり気をとられて、「既存者」の成立に対してもそれが全てであるような誤謬に陥ることを私は怖れる。敗戦は「既存者」の母胎ではなく、触媒であると考えたい。「既存者」の素地は戦前の折口に既にあったと私は思うのである。戦前の「天つ罪」「國つ罪」に対する折口の理解の仕方にここで注目してみたい。「既存者」の素地がここから読みとることができ

るからである。「天つ罪」「國つ罪」について触れた折口の著作は折口の研究生活のかなり初期からある。しかも終生に涉ってほとんど差異がないのが便利である。いちいち省くが、「古代民謡の研究」(昭2)、「万葉集研究」(昭3)、「偶人信仰の民族化並びに伝説化せる道」(昭4)、「神道に見えた古代論理」(昭9)等々、相当数あげることができる。いまはまず、「天つ罪」の方から問題にしなければならない。「天つ罪」とは、さきにも述べたようにスナノヲの命が高天原で犯した罪に起源を求めるのが普通で、現在の言い方をすれば、「耕作妨害罪、稻田横領罪、神聖な所を汚す罪、或は殺人罪」というものである。つまり主として農耕に対する惡事であり、それは当然罰せられなければならない罪として捉えることのできるものである。ところが、折口は、「天つ罪は天上の罪ではない。本儀は、五月の田植ゑ時の慎しみ、即、雨つゝみ(雨障、霖禁)である」(「大嘗祭の本儀」昭3)という独特的の発生論を持っていて、それは本来的にはスナノヲの罪とは別のものであるとしている。「五月の物忌みが雨つゝみ」で、此が天つ罪となるには、すさのをの命が元来、田の神で、其犯された罪を一処にして「了うたのだ」(同)と、いうように、のちに農民が自らの立場を自覚してスナノヲを自分たちの贖いの対象にしたという書き方をしているところもあるし、田づくりの農民の犠牲の氣持がスナノヲの放逐物語をつくりあげたという風に読めるものもあるのは多少とまどうが、ともあれ、この田づくりする農民のこの物忌み(謹慎)には、贖いという要素がついて回っているのは同じである。その物忌みには、実は農民の側に行為の原

因がない場合が多いのである。簡単に言えば、何もしないのに凶事は生じるということなのである。自然現象なのだから当たり前だといって済ませないところに古代生活の規範もあったのである。農民にとっては軽んぜられる問題と違つたのである。凶事を避けるためにも、又凶事が生じてしまった時にも物忌みは行われなければならない。行為としての責任は個人になくても、責任はやはりとらねばならないのである。物忌みの内実である慎しみは、不可抗力ともいはべき一方的な力を受けいれることではないだろうか。行為としての原因を自らが持たないので慎しみの行為を強いられるところに一方的な力に対する田づくりの農民の一つの犠牲的な態度が見てとれる。すなわち農民にとっての「天つ罪」とは折口の論法から推し測れば、罪を惹き起こす行為ではなく、罪を引き受ける行為であるといえると思う。何もしていらないのに贖う行為である。そして贖つてもなお、暴風も吹き雹も降りるのである。その時には罰を受けなければならない。「凶事のある時、其代表者としての天津罪・国津罪の者が選ばれて」（「偶人信仰の民俗化並びに伝説化せる道」昭4）とあるように、この「代表者」が即ち犠牲者である。この一方的な力を与える側とそれに対する物忌みの態度をとる側の関係は、スサノヲと農民というような関係で捉え切れぬものが感じられる。スサノヲの神話を農民自らの体験の方に引き寄せて考える、もしくは自らの体験によってスサノヲの神話を生み出すというような同一化の運動関係とは限りという言葉以上のものがある筈である。スサノヲと農民とは、象徴と具体的の違いがあるので、いわゆる自然現象に対しても等

しく本質的には無力なものである。仮りに「すさのをの命が贖罪に現われて来られる」（「禊ぎと祓へと」昭17）、「自分等（農民）に天つ罪が昔から宿命的にかゝつてゐるのだから、何処までも贖はなければならない」と言ふ事になるのです」（「同」）というところなどを見ればよくわかる。スサノヲと農民は互いに贖いあってるのである。というより、これは本当は二者が不可分であることを意味しているのである。ここでスサノヲは農民の行為の象徴としての役割を果たしている。そもそもスサノヲの贖罪行為は、神話的には姉に対する行為の結果であるが、事実は自然現象とでもいはべきもののためにつくられたものであった訳である。スサノヲがそうなら、被害を受けた天照大神もそうだ。すると、スサノヲの贖罪は本質的には天照大神に対してのものでも、農民に対するものでもなく、ひとえに自然現象を惹き起こす力——天つ罪を導き出す力——のためにすることになる行為だということに当然なる。

自然現象のような一方的な力は、それを受ける側にしてみれば理不尽を感じないわけにはいかないものである。そういう理不尽をなお、慎しみをもつて贖おうとするところには、たとえ自らが行為としての惡事を持たなくとも、自らが最初から罪を背負わされてゐる者であるという原罪観念（言葉はこれでなくてもいいのだが）が必要になる。少くとも天つ罪を不可抗力によるものとする折口の頭の隅にはその観念に対する考察が当然働いている。原罪観念というものが棲息できる場所は、既存者のものの麓であることは言うまでもない。

「国つ罪」の理解の仕方にも折口には独特のものがある。「国つ罪」とは、「生膚断、死膚断、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母与子犯罪、子与母犯罪、畜犯罪、昆虫乃災、高津神乃災、畜仆志、蟲物せる罪」<sup>(14)</sup>〔大祓詞〕のことであり、「凡へて世間に悪しとして嫌はるゝこと」、「この地上人間界の不倫の姿、血を見るような姿、混乱の姿、人間としてしてはならない事をする等の罪」と把えるのが一般的な解釈の仕方である。折口はこういった犯罪的要素、穢れとしての要素を、一部の種目を除けば認めていない。その点では「天つ罪」の場合と同様である。そこに特色がある。「此も亦本来罪悪でも、不道德でもない」、「罪は何処までも謹慎の素因である。だから穢れによつて生じた国つ罪はあり得ない」〔道徳の発生〕といった調子である。こういう考え方も何も戦後になつてからではない。「慎しむべきことの対象は神である。宗教上の謹慎すべきことである。神の嫌うことをすれば、[つづみ]になるわけで、今人の考える罪ではない」、「今日の犯罪でないこともたくさんある」〔昭和十一年度の慶應義塾大学文学部における「国文学」講義のノート〕等々みることができる。

この問題をさらに明確にしてゆくために、大正三年の創作「身毒丸」をとりあげ、折口の個的な問題にも結びつけて以下に述べみたいと考える。

「身毒丸」の主人公身毒は流離する語り手であるが、ここではまずその流離する語り手が何故そのような運命を背負わされたか

という基本的な問題を片付けることから始めることにする。このことは割合簡単に折口の著述に求めることができる。仮りに「上世日本の文学」<sup>(15)</sup>を見ると、そこではその最も根本的の代表的理由を「地方の権威者たちと倭宮廷との交渉」に置いている。国造や国司の持つ神とは血統上異質の神の本縁を説く神人たちは、「内外から受けの圧迫」のために、流離の旅に出ることを余儀なくされたというのである。つまり折口は、政治的・信仰的理由を一番にあげていることになる。だが、この理由は源内法師が率いる田楽師の団体の流離の理由に当てはめることはできない。彼らは同じく「上世日本の文学」にみえる以下の記述で示されるものの類と考えねばならない。「聖武の朝に、行基門徒に限つて托鉢生活を免して以来、得度せぬ道心者の階級が認められる様になり、其ともに、乞食行法で生計を立てるものを、寺の所属と認めた。即ち、ほかひ人が、寺奴の唱門師となつて行く道は開けたのである。」彼らが寺の所属することは、「身毒は、住吉の神宮寺に附属してゐる田樂法師の瓜生野といふ座に養はれたる方」〔身毒丸〕といふ箇所などから知れる。さきの記述をみてもわかるように、彼らの祖先は神に身分を近くして神をはぐくみ申した者などとは思われない。身毒の父が法師になつたのも、「先祖から持ち伝へた病氣のために、得度して、淨い生活をしようとしたのが、あの女の為に堕ちた為であった。業病そのものを理由にしてもいだらう。神をはぐくみ申した神に近い身分の者などとは根本的には一応無縁な様子である。少なくとも源内法師の率いる田樂師の団体そのものは神をはぐくみ申した者と血縁的につなが

つてはいない。いま、流離の貴種のはなしをはぐくんでいるだけである。さらに身毒の流離に関していえば、さきにあげた流離の二つの理由は関りのないものである。身毒の流離の宿命は、身毒の持つ業病のゆえである。折口は「身毒丸」のあとがきで、「この話を読んで頂く方に願ひたいのは、わたしに、ある伝説の原始様式の語りてといふ立脚地を認めて頂くことです」と記して、それが話を持ち歩いた側の世界を描いたものであることをはつきりさせている。だがそれがしんとく丸を演ずる者を浮びあがらせるだけの目的なら、身毒丸は信徳丸でも俊徳丸でも構わない筈である。神（貴種）のはなしをはぐくむ者が業病を背負っている必要は折口学的には必ずしもない。ここにこの創作のもう一つの目的が仄見える。身毒は乞食の相と貴種の相を初めから有していたものである。はなしを持ち歩く神人団は、その持ち歩く神の力によって神格化するのだが、身毒はしんとく丸（貴種）のはなしを持ち歩く以前に、既に自身の内に神を有していた者だったのである。瘤が何故、神性を意味するか。身毒の血は身毒自身には全く罪の無いものである。だが、たとえ罪はなくとも、それが折口流に慎しみを促すという意味で考えれば、瘤は「つみ」となり、彼はしるしを持つた責任者としての役目を荷わなければならない。

実人生における折口については、池田英三郎氏の「私説折口信夫」<sup>(15)</sup>が詳しいが、これによると事情はなかなか複雑である。父秀太郎と同居の叔母のこと、それに先行する母のあやまち、自己の出生に対する疑惑等、若き折口に二度も自殺を図らせるほど

のものであつた。池田氏のことばを借りれば、「折口の出生に関するかくろえごと」ということになる。その他にも、インクのしみのような額の痣、切り株で舉丸を裂くという幼児期の事故。

彼自身にこれらの原因を求ることはできない。まさに不可抗力によるのである。本人の意志に全く関らないものであることを考へると、ここからは折口の言う「國つ罪」に通う面をみるとがができる。身毒丸や折口自身の肉体的問題を「國つ罪」の範疇で敢えてくるならば、「白人・胡久美」などがそれにあたると思われる。「白人」とは色素欠乏症のこと、「胡久美」とは背などに瘤のできる（ある）こと（人）をさす。無論身毒丸も折口も「白人・胡久美」そのものではないが、折口自身、「大祓詞」に出ている種目は一つの例で、それ以外にも種々異なったものがあると述べてるので、身毒丸や折口をその中で考えてみるとあなたがち見当外れということでもないだろう。この「白人・胡久美」に対しても、折口の終生・ほとんどズレがない。「何か特徴を持つて折口の終生・ほとんどズレがない。「何か特徴を持つて生まれると、神の指定物となる。人間ならば何か特徴をもつて生まれるのである。白人・胡久美などはそれで、いまだと身体の穢れだから神が嫌われると考える。大祓詞でも既にそう考へてはいるが、もとは神に仕えるものとするしである。」（昭3～5の慶應義塾大学文学の「国文学」講義のノート）、「白人・胡久美のごときは、かえって神の好くものである。神の占有のしるしである。こんな子が生まれると、神の奴隸になる。」（昭10の慶應義塾大学文学部の「国文学」講義のノート）、「白人・胡久美は、肉体的の特徴であつて、さう言ふ人が出現すると、其人々は神の奴隸

となる筈のしを持つて生れた訳である。(略)近代の考へでこそ、白人・胡久美は穢れのやうに考へるであらうが、勿論さうではなく、亦其の存在が罪悪を形づくる訳のものでもない。〔道徳の発生〕等、ほとんど似たようなことを言つてゐる。彼らは贖いのための「しるし」を持った責任者として捉えられているのである。繰り返し述べるように、贖うべき因子がこちらにないのに——つまり今に言う罪を犯していないのに——贖うと、いうのは、そこに原罪的なものが彼に付与されていると感じているからであり、彼の行為はいわゆる罪はろぼしとしての贖いの意味とは異なるものである。これが仮りに「国つ罪」の一般的な解釈通りに、罪に触れた者を加害者として捉えるなら、彼の受ける刑罰は被害者や被害者の住む社会への贖いとなるわけである。現在での触法後の刑とほぼ意味を等しくするこのような具体的対他的な贖いには、原罪観念といったものが常に必要であるとは思われない。折口の理解の仕方にこそそれは不可欠なのである。

原罪観念と言つたが、キリスト教的な意味に限定されると少しうつかり。といふのは、それは万人に与えられているものではなく、或る特定の個人に与えられたものであるのだから。「天つ罪」「国つ罪」との関連で言えば、因子もないのに代表して贖うものだけが、この原罪を背負わされているのである。

ここで注目したいのは、代表して贖うという意味でのこの原罪意識は、折口の選民意識と隣合わせるものだということである。勿論、仮りに「白人・胡久美」といった被害者は、そのままでは決して選民意識などとはなりにくい。むしろ全くその逆の意識

を植えつけるだろう。そういう恩寵喪失のしるしを選民の持つものとするのは、そのしるしが他者を代表して受けているものであると考へることによってのみ可能である。そしてこの思考の転換を司る力を支えるものこそが、不可抗力を生むものを感じる心、すなわち既存的なものを感じる心の筈なのである。身毒丸は瘤を有しているにも関わらず、光り輝くものとして描かれていた。というより本当は、瘤を有しているがゆえにそのように描かれていたのだ。被害者性と同時に持つこの選ばれしものとしての身毒丸ありようは、「地蔵菩薩さながらの姿」という形容などから読みとることができる。ひとに代わって苦を受け取ること、即ち「代受苦」<sup>(18)</sup>とは、この「菩薩」の願いであり「菩薩」の行為なのだから。

#### 四

折口の戦後言つた「既存者」には戦前からその素地があったということを言うのに、折口の「天つ罪」「国つ罪」理解の仕方をとりあげた。だが勿論、折口の宗教意識(古代人についても彼個人についても)が彼の生涯を通じて不变であったなどというつもりではない。細かい差異は、同じ彼の中に見てとれるであろう。彼は信仰の模索者であり、模索とは流動を孕むものである。唯私が言いたいのは、こと折口の個的宗教に関しては、変りようのない核があるということである。それが彼独特の原罪観念であり、それを生み出しているのが既存的なものへの思いである。

戦後、神道の宗教化にあれほど熱意を示せたことや、国学院

大学や慶應義塾大学で宗教に関する教鞭をとり続けることができたことを考へることは、折口の核が変わっていないということを理解する助けるになるだろう。又戦後ただちに以下のようない批判的な物言いが出来たということを確認することも同様の助けるになる筈だ。「祭政一致は古代神道の常態であった。が祭政一致を目的とした神道などはなかつた。近代の私どもの友人は、祭政一致を目ざして神道があるやうに考へてはゐなかつたか」(「神道の友人よ」)

そもそも折口の神は戦争の勝敗に関するようなものではない。戦争に利用され、又戦争を擁護した国家神道には不満を抱いていた形跡が色々と見てとれるのである。「国学の学徒の部隊」／たゞかひに今し出で立つ。」で始まる壮行歌は、昭和十八年の国学院大学における学徒出陣壮行会において、高崎正秀氏により朗誦された折口のものであるが、そこからは单に別れを惜しむという以外の心情が見てとれる。「いくさびと皆かく若き／見つゝ我涕流れぬ。」「汝が千人、いくさに起たば／学問はこゝに廻れむ。」／汝らの千人の一人／ひとりだに生きてしあらば、／国学はやがて興らむ。」戦争に対する、ささやかではあるが強靭な抵抗がここにある。壮行歌といふ体裁のもとではおそらく精一杯のものであつたろう。最も戦争に反対する折口であるからこそ、愛する若者を戦場に送り出す役を荷う折口でもあるのだ。戦争に赴くことが不可避なら、その壮行を司るものも自分より他のものであつてはならない。この矛盾を抱えこむ姿こそ、まさしく折口の実相であると思われる。

戦後「神道宗教」、「既存者」ということを殊更に言い出した折口には一つの目的があつたと推測される。それは神道の軌道修正である。国家神道を代表とするような神道には我々の生きる規範は求められるべきではない、自己の抱く宗教意識は国家神道のそれなどとは明らかに違う本質を持っているという折口の自負がそれを支えている。戦前既に古代人の宗教意識についてはかなり明確にしていたが、現代人のそれには等閑といつていい彼の在り方であった。古代人の生活が、我々の生活の全ての規範になる筈だと言あばかりだつたのである。繰り返し述べているように、もとより戦前の折口も「既存者」というものの存在を臘ろにではあるが感じていた。しかしそれは自己の意識としてのみ抱えていればそれで済んだのである。既存者のものを語ることは、古代人の立場に立つて古代人の信仰を考えるうえではむしろ邪魔になる。「道徳の発生」でも「既存者」を導き出す手順をこう断つてゐるのである。「我々が古代に就て語る場合、どんな場合にも神から出発したのでなくては、既に考へは空虚になつてゐるのである。ところが我々は、神に就て、知り過ぎたとは言へないが、神だけでは解釈しきれぬ所まで到達してゐ」と。ここで注目したいのは、引用中の「我々」とは、古代人ではなく現代人をさしていることである。折口の言う「既存者」が、現代を生きる者の希求に強く支えられていることがよくわかる。少なくとも、古代人の立場に立つて古代人の宗教意識を探ろうとするのではなく、現代を生きる者の観点から「既存者」をそのまま古代人の宗教意識の上にあてはめようとする態度がここには見られ、「まれびと」や「水

の女」などの学的研究（無論ここにも個的モチーフは少なからず絡んでいるのだが）のレベルでは、この「既存者」という概念は捉え切れないものであることを感じさせる。折口が戦前に「既存者」（的なもの）を吐露することがなかったのは、そういう学的研究の一貫性を損うことになるかもしないという危惧ではなかったかと思われる。逆に言えば、その怖れが「既存者」というところまで考え方を煮つめさせる力を奪っていたともいえる。

ところが戦後には、さきに述べたように神道の軌道修正の要に駆られ、自己の感じる信仰対象をはっきり披瀝してゆく責任が、宗教者折口信夫には生じたのである。確かに敗戦によつて神は敗れはした。しかし、それは国家神道の神である。その敗北はそのまま神道の敗北ではない。廢墟の中から眞の神道の確立をめざす意志が折口の中で確乎とする。宗教者折口信夫は教祖にならなければならない。「いづこに、私どもは、宗教生活の知識の泉たる教典を求めるよいか。私どもの情熱が、何時になつたら、その私どもの情熱を綜合して宗教神道を、私どもに与へてくれる教主の出現を、実現させることが出来るのか」（『神道の友人よ』）といふ言葉は、艶ろな「既存者」の原型を、明らかに「既存者」という形に書きあげてゆく過程のものであると考えることができる。「いづこに教典を求めるよいか」「何時になつたら、教主の出現を実現させることが出来るか」という問い合わせに対する答えは、折口にはあらかじめ見当がついている。これは、教主の出現を待ち望む自分が、結局それを解決することになるという自負のもとに吐かれた自問にほかならないのである。

注(1) 本居宣長『大祓詞後記』等を参照。

(2) 「母与子犯罪」「畜犯罪」等には、犯罪及び穢れとしての要素を多少認めている。

(3) とはいっても、これは発生論としての考へであつて、時代が下つた場合にこれを人々が犯罪として受けとめていたということまで折口が認めないということではない。

(4) 安津素彦、梅田義彦監修の『神道辞典』（昭43・堀書店）の「天つ罪」の項などをみると、折口の見解が最もすぐれたものとしてその説明の柱にされている。

(5) 引用中の「神以前」とは「我々の持つ神以前」のことであり、この場合、造化三神以前ということである。

(6) 「天御中主の名から見ても、至上神、既存者としての素朴な考へを持つて見てゐたことが察せられる」（『道德の発生』）

(7) 「研究と創作と」（昭43・11『国学院雑誌』）

(8) 『日本の詩歌11』（昭44・中央公論社）の脚注。なお、岡野、加藤のほかにも、「折口の情熱は、戦後も衰えなかつたばかりか、ますます旺盛であつたが、敗戦の悲しみと戦後の社会の変化は彼の思想を圧迫し、その学説の変化、修正を強いた」（奈良橋善司「既存者」・昭49・6・『現代詩手帳』）、「私は結局のところ、折口の晩年の求道のかたちをキリスト教的なもの、カトリシズムのそれに近い、かたちをなしていだと推測するしかない。」（藤井貞和『釈迦空』昭49・国文社）等の見解もある。

(9) 岡田米夫『大祓詞の解釈と信仰』（昭37・神社新報社）

(10) 山川鶴市『神祇辞典』（大13・平凡社）

(11) 注(9)と同じ。

(12) 注(2)と同じ。

(13) 『折口信夫全集ノート編』（中央公論社）第九卷。

(14) 昭和十年七月に「上世日本文学史」という題で『国語国

「文学講座」(雄山閣)第十五巻に所収されたものの一冊。

(『折口信夫全集』第十二巻)

(15) 昭47・中央公論社。

(16) 「零時日記(1)」(大3)

(17) 「国文学の発生(第四稿)」(昭2)、「国語と民俗学」(昭

(18) 「望月仏教大辞典」等を参照。

すべての不具者を含んでいた」「日本文学史ノート」昭3  
く5・『折口信夫全集ノート編』第二巻)という強い言い  
方をしているものもある。

### 新刊紹介

雲英末雄編

#### 『元禄版おくのはそ道』

本書は、『おくのはそ道』元禄井筒屋板の影印に、解題および参考文献を附したものである。本書の底本となつた元禄版は、

編者の所蔵に係るもので、刊記は無いが、表紙・題簽等に至るまで、すべて素竜

清書本を摸してあり、元禄版としては現在のところ最善本と目される。さらに本書

は、印刷方式として、原本直撮によるアミ版印刷(オフセット)をとつており、修正の手の入るのを避けるとともに、底本の惚

れ惚れするような刷りを、さながらに伝え得ている。もっとも、残念ながらこの最善本にも虫損部分があるが、それは別本による写真補訂を附してあり、なお素竜清書本との異同箇所をも写真版により対校してあ

るので、資料的にも鑑賞上も、元禄版最良の複製本となつた。

また、本書の後に附した「解題」は、現存板本を精査し、諸本を系統的に分類・考察した労作であるが、その厳密な諸板解題のうちに、おのずから江戸期全般に亘る、『おくのはそ道』の享受史が浮き上がり、かかるあたりは、まさに本書の眼目とも言え  
る部分である。たしかに、素竜清書本や曾良本・柿衛本等の写本類が本文校定上、大